（注１）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金、⑷　短期借入金、及び⑸　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「５　有価証券関係」を参照下さい。

（注２）　非上場株式（貸借対照表計上額2,245百万円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額5,831百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。また、受入保証金（貸借対照表計上額1,969百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

9　不要財産に係る国庫納付

区　　分	内　　容	
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産自給力強化緊急支援事業） ②　帳簿価額 840,430,575円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （肉用牛肥育経営緊急支援事業） ②　帳簿価額 297,970,376円
⑵　不要財産となった理由	平成21年度補正予算事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	840,430,575円	297,970,376円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成28年10月３日	平成28年４月27日 平成28年７月28日 平成28年10月28日 平成29年１月30日
⑻　減資額	無し	無し

区　　分	内　　容	
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業） ②　帳簿価額 59,206,368円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （自給飼料生産性効率向上支援リース事業） ②　帳簿価額 166,686,662円
⑵　不要財産となった理由	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成20年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	59,206,368円	166,686,662円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成28年４月27日 平成28年10月28日	平成28年10月３日
⑻　減資額	無し	無し

区　　分	内　　容	
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営維持緊急資金融通事業） ②　帳簿価額 7,128,746円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営力向上緊急支援リース事業） ②　帳簿価額 1,368,979,569円
⑵　不要財産となった理由	平成21年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。	平成24年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る返還金等については不要であると認められるため。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	7,128,746円	1,368,979,569円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成28年10月３日	平成28年10月３日
⑻　減資額	無し	無し